

山梨学院いじめ防止基本方針

第1条 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び、これを受けたいじめ防止対策推進法施行条例の趣旨を踏まえ、すべての生徒および教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むことを目的とした基本的な方針である。

第2条 建学の精神に基づいた取り組み

本校は「智と情と勇をそなえた人間の育成」の理想のもとに設立した学校であり、品格品性に富む豊かな心を涵養し、気魄をもって広く世界に知を求め、輝かしい未来を拓くたくましい人材の育成という建学の精神に基づき、いじめを含む全ての生徒が直面する問題と向き合い、いじめを放置せず、隠蔽せず、いじめの予防・解消に向けて真摯に取り組むことをここに宣言する。

第3条 対応の指針

- 1 本方針は、生徒の直面する問題がいじめに当該するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。
- 2 本方針に基づく対応に当たってはいじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得るという社会の実情を踏まえ、前条の理念に基づき、生徒が将来、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、またいじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることができるような力を持つための教育を第一に考えることとする。

第4条 学校の責務

- 1 本校及びその教職員は、すべての生徒が、いじめ等のない環境において安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするため、該当学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所その他と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に、これに必要な指導及び支援をする責任を有する。
- 2 前項の規定は、いじめ以外の理由により困難に直面している生徒への対応についての学校及び教職員の責務を免除するものではなく、学校及び教職員は、生徒の直面する困難の名称いかんにとらわれることなく必要な指導及び支援をする責務を有する。

第5条 いじめ等の当事者に対する対応

- 1 いじめ等の当事者に対しては、それぞれ平穏な学習環境、学校生活の構築を考え、出席の取扱いについて、柔軟に対応し、当該問題への対応が、関係生徒の将来に無用の影を落とさないように配慮する。
- 2 いじめ等の当事者の保護者に対しては、適宜情報交換をして、前項の目的を達成するために必要な協力・支援をする。

第6条 いじめの防止等の対策組織

- 1 いじめの防止等の取り組みについては、いじめ防止対策委員会が所管する。
- 2 校長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の構成員及び校長が指名する者を加えた、いじめ防止等の対策に関する拡大会議を設けることができる。

第7条 いじめ防止等の対策組織の取り組み

- 1 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な措置を講じる。
 - 一 生徒に対する定期的な啓発活動
 - 二 生徒に対する定期的な調査
 - 三 教職員の資質向上のための研修
 - 四 そのほかいじめの予防・対応に関する必要な事項
- 2 校長は、前項の取り組みの内容及び結果について、年に1回以上、理事長に報告しなければならない。

第8条 いじめ等に対する対応

- 1 本校の生徒に対するいじめの存在を疑う事情がある場合、教職員はいじめ防止対策委員会に対し、必要な報告をする。
- 2 いじめ防止対策委員会は、前項の報告等により、本校の生徒に対するいじめを把握した場合、その対応に必要な調査その他対応をする。
- 3 いじめ防止対策委員会は前項の調査結果を踏まえ、関係者に対して、必要な指導及び支援をする。
- 4 いじめ防止対策委員会は必要に応じて、前二項の内容及び結果を校長に報告する。

第9条 重大事態への対処

- 1 校長は、いじめ防止対策推進法第28条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事情が存在する場合、理事長および山梨県の関係機関に対し、速やかに報告することとする。
- 2 学校は、重大事態への対応に当たり、必要に応じて、警察その他の関係機関及び法律・福祉・心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速な対応をとることとする。

第10条 改正

本方針は、その目的を達成するため常に見直しをして、より適切なものに改正していくこととする。

附則

第1条 本基本方針は、平成29年4月1日より、効力を有する。